

## 化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内

—ラベル、SDS、化学物質のリスクアセスメント等に関するご相談をお受けします—

労働安全衛生法  
が改正されました  
(平成 28 年 6 月 1 日施行)

労働安全衛生法の改正に伴い、危険有害性のある化学物質を取り扱う全ての事業者にも、**化学物質のリスクアセスメント**を行うことが義務化され、また、**ラベル表示の義務の対象**が、安全データシート(SDS)の交付義務対象物質 640 物質まで、拡大されます。

平成 27 年度厚生労働省「ラベル・SDS 活用促進事業」では、ラベルや SDS 記載内容の理解にお困りの方のご質問、ご相談の窓口を開設しています。お気軽にご相談下さい。

### ❖ ご相談受付時間

平日 10:00 ~ 17:00 (12:00 ~ 13:00 を除く)

### ❖ お電話でのご相談(無料)はこちらまで

**050-5577-4862**

03-6231-0133 / 03-6231-0851

### ❖ メールでのご相談(無料)はこちらまで

[chemical@technohill.co.jp](mailto:chemical@technohill.co.jp)



- ラベルや SDS が必要になるのはどのような化学物質や化学品ですか...?
- ラベルや SDS の内容が分からないのですが...?
- 化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばよいのですか...?
- 担当者が、化学の専門に詳しくないので困っています...



(製品の特定名) △△△製品 ○○○○	
(絵表示)  	(注意喚起語) 危険
(危険有害性情報) ・引火性液体及び蒸気      ・吸入すると有毒	
(注意書き) ・火気厳禁      ・防爆構造の器具を用いる...	

平成 27 年度厚生労働省「ラベル・SDS 活用促進事業」

【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

東京都中央区日本橋蛸殻町 2-5-3 サンホリビル 4F

TEL : **050-5577-4862** / 03-6231-0133 / 03-6231-0851

FAX : 03-5642-6145

E-mail : [chemical@technohill.co.jp](mailto:chemical@technohill.co.jp)

URL : <http://www.technohill.co.jp/>